

令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務委託 にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の登録10周年を記念し、その象徴となるオリジナルロゴマーク等を制作する。このことによって、本遺産群の認知度向上のほか、情報発信能力、ブランド力の強化等を図るとともに、本遺産群の魅力やイメージを国内外に広く発信する。なお、10周年記念事業終了後、本事業で作成したオリジナルロゴマークは、本遺産群のロゴマークとして使用する予定である。

2 実施主体

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(構成団体：福岡県、宗像市、福津市、宗像大社)

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務

(2) 業務内容

別添、令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務委託仕様書(以下、「委託業務仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月25日(金)まで

4 業務に要する費用

990,000円(消費税および地方消費税を含む)以内

5 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) グラフィックデザイン系の実務経験を3年以上有すること。
- (2) 過去に制作されたロゴマーク、またはブランディング関連のデザイン実績を提出できること。
- (3) 本実施要領および仕様書の条件を遵守し、契約締結後も発注者の指示に従い作品を調整・修正できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者資格)が規定する者に該当しないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成26年2月17日25総セ第22850号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

6 参加申込

本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）に記入し下記のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）正午まで

(2) 提出方法

本実施要領に記載しているFAX番号若しくはメールアドレス宛に参加申込書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

7 企画提案公募スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和8年5月1日（金）
- (2) 参加申込期間 令和8年5月1日（金）～5月29日（金）
- (3) 質問受付期間 令和8年5月1日（金）～5月22日（金）
- (4) 提案書の提出 令和8年5月1日（金）～6月12日（金）
- (5) 審査 令和8年6月15日（月）～6月30日（火）
 - ア 一次審査（予定） 令和8年6月15日（月）～6月19日（金）
 - イ 二次審査（予定） 令和8年6月22日（月）～6月30日（火）
- (6) 一般投票 令和8年7月7日（火）～8月7日（金）
- (7) 結果通知 令和8年8月中旬まで
- (8) 契約締結 令和8年8月下旬まで

8 企画提案書提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午まで（必着）

(2) 提出先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課内
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 北棟8階
メールアドレス：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp

(3) 提出方法

ア 正本（1部）、副本（6部）については、（2）の提出先に郵送もしくは持参。

※FAXや電子メールによる提出は受け付けない。

イ 提案書データ（PDF）については、（2）の提出先に電子メールにて送付。

※PDFデータを一次審査資料とする。

(4) 注意事項

ア 提出期限を過ぎた場合は受付できない。

イ 郵送による提出の場合は、提出期限までに必着とする。

9 仕様書及び本実施要領に関する質問の受付等

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、質問書（様式2）に必要事項を記入し下記のと

おり提出すること。なお、電話による質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月22日(金)正午までとする。なお、受付期間外の質問については一切受け付けない。

(2) 提出方法

本実施要領に記載しているFAX番号若しくはメールアドレス宛に質問書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

(3) 回答方法

令和8年5月27日(水)までに、福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

10 企画提案書の作成方法等

提案対象となる業務内容について、下記(1)から(4)の事項を記載すること。

(1) 提案事業者の概要

- ア 提案事業者の組織体制、事業内容等
- イ 業務を受注するにあたってのセールスポイント
- ウ 過去に制作されたロゴマーク、ブランディング関連のデザイン実績
- エ 国又は地方公共団体の受注業務等実績(特に当該事業に類似した事業)

(2) 業務全体の概要

業務全体の運営管理、業務実施体制

(3) 業務内容の詳細

別添「業務委託仕様書」の項目に対する以下のデザイン案

- ア ロゴマークデザインの制作

【前提条件】

(デザインに関する条件)

- ・ 本遺産群の価値である「価値観の交流」(日本の国家基盤形成に不可欠であった対外交流の実態を物語る)と「文化的伝統」(約1600年前から現在まで継続する信仰)が表現されたデザインであること。
- ・ 10周年記念事業終了後も継続して本遺産群のロゴマークとして、長期的・普遍的に使用できるデザインとすること。
- ・ 一貫したデザインシステムに基づき、掲載する媒体や条件に応じて、形状や色彩が展開できるデザインとすること。

(提案に関する条件)

- ・ 提案にあたっては、一般的な検索エンジン(画像検索等)を用いて、提案するロゴマーク及びロゴタイプと類似する既存のデザインがないか、事前に自己確認を行うこと。
- ・ 提案数は1事業者1案のみとし、複数案の提案は認めない。
- ・ AI(人工知能)によって生成されたデザインは、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性があるため、AI生成画像の応募は禁止とする。
- ・ 最終的なデザインは、一般投票の結果や「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議

会の意見等を参考に、発注者と受託者が協議の上でブラッシュアップを行い、決定するものとする。

- ・ 企画提案公募の参加により知り得た情報は、応募に係る検討（または当該委託事業の業務実施）以外の目的で使用してはならず、また、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（権利・契約に関する条件）

- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計などを使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- ・ 素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉・処理は、原則受託者が行うこととし、これに要する経費は委託料に含まれるものとする。
- ・ 採用されたロゴマーク（以下、「採用作品」という。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会に帰属するものとする。
- ・ 受託者は採用作品に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会が採用作品の商標及び意匠の出願・登録を行うことを予め承諾するものとする。
- ・ その他、採用作品の権利等の取扱いに関する詳細については、受託候補者の選定後に締結する契約において定めるものとする。

【ロゴタイプに求める条件】

- ・ 次の世界遺産正式名称（日本語及び英語）を組み込んだロゴタイプを制作すること。
[日本語]「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
[英語] The Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region
- ・ 発注者が発行する公式広報物（リーフレット等）が5言語（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字））で展開されていることを踏まえ、多言語の媒体においても調和するデザインとすること。
- ・ カラー版に加え、モノクロ版（単色・白抜き）の両方で制作すること。
- ・ 視認性や可読性（ユニバーサルデザイン）に配慮すること。
- ・ シンボルマークと組み合わせて使用する場合及びロゴタイプ単独で使用する場合のいずれにおいても、全体として調和の取れるデザインとすること。

【シンボルマークに求める条件】

- ・ 本遺産群の核心的な価値である以下の2つの要素を内包し、それらが視覚的に表現されたデザインであること。
価値観の交流：日本の国家基盤形成に不可欠であった対外交流の実態
文化的伝統：約1600年前から現在まで途絶えることなく続く信仰
- ・ カラー版に加え、モノクロ版（単色・白抜き）の両方で制作すること。
- ・ 視認性や可読性（ユニバーサルデザイン）に配慮すること。
- ・ ウェブサイトや印刷物（ポスターから名刺サイズまで）での広報活動に加え、記念グッズ（ピンバッジ、布製品、アクリル製品等）への展開も想定し、極小サイズへの縮小や多様な材質での再現性に優れた汎用性の高いデザインとすること。

- ・ ロゴタイプと組み合わせて使用する場合（ロゴマークとしての展開）のほか、シンボルマーク単体で使用する場合のいずれにおいても、機能的で魅力的なデザインとすること。

【ロゴマークに求める条件】

- ・ 上記で制作したシンボルマーク及びロゴタイプを組み合わせたパターンについて、縦組み及び横組みの両方を制作すること。
- ・ シンボルマークとロゴタイプを組み合わせた際に、サイズやウエイト（線の太さ）のバランスが適正であり、全体として調和のとれた一体感のあるデザインとすること。
- ・ 「ユネスコ世界遺産リンク・ロゴマーク」と併用することを想定し、所定のレギュレーション（アイソレーション等の使用規定）に配慮した上で、併用時のレイアウトや全体バランスが確認できる展開イメージ（モックアップ等）を提出すること。

イ その他

【PR ポスターのデザイン】

- ・ 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群登録 10 周年を広く内外に周知するため、本業務で制作するロゴマークを活用し、駅やガイダンス施設等での掲示を想定したポスターデザインを 1 種類（1 案）制作すること。
- ・ デザインの表現方法は、10 周年のコンセプトに基づき、実写写真を使用せず、イラストレーション、タイポグラフィ、図形等を主体としたグラフィックデザインとすること。
- ・ 提出については、企画提案時（一次審査）は A4 及び B1 サイズのデザインデータを提出すること。また、後述する二次審査の対象となった場合は、B1 サイズで印刷したポスター実物を持参すること（オンライン審査の場合は、郵送すること）。
- ・ 審査用ポスターの印刷及び持参に係る一切の費用は提案者の負担とし、本業務の委託料（予算）には含まないものとする。

【各種ノベルティグッズの提案】

- ・ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録 10 周年を広く周知・PR するため、本業務で制作するロゴマークを活用したノベルティグッズ（イベント用スタッフユニフォーム、缶バッジ、クリアファイル等）の展開デザイン及び品目案を提案すること。
- ・ 当該ノベルティグッズの実物製作（印刷・製造等）に係る費用は、本業務の委託料（予算）には含めないものとする。
- ・ ただし、今後の製作に向けた実現可能性や費用感を評価するため、企画提案時に別途、提案するノベルティグッズの製作に係る概算見積書（想定ロット数に基づく単価や参考価格）を提出すること。

(4) 所要経費

「業務委託仕様書」に基づく業務全体の費用及び積算の内訳（消費税及び地方消費税の額（10% とする）を明示）

(5) 企画提案書の様式

- ・ A 4 判片面印刷(横組)で作成。表紙には、業務の名称、提出年月日を記載すること。
- ・ 企画提案書については、表紙を含めて 15 ページ以内に収めること。
- ・ 全ページのヘッダー（左上）に「受付番号」を記載すること。（※受付番号は、参加申込締切後に発注者から通知する。）

(6) 全ページのフッター（中央）に「ページ番号（通し番号）」を記載すること。

(7) その他

- ア 提出された企画提案書等は委託先の選考のみに使用する。
- イ 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案者の負担とする。
- ウ 本要領に示したプロポーザル参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。
- エ 企画提案書の内容をそのまま委託業務として採用することを了承するものではない。
- オ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

1.1 委託先の選考

- (1) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「本協議会」という。）は、令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務に係る受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、提出された企画提案書等をもとに一次審査（書類審査）を行い、二次審査の対象者を選考する（6月19日（金）の17時までに電子メールにて通知予定）。
- (3) 一次審査通過者を対象に、対面もしくはオンライン形式でのプレゼンテーションを実施する。選考にあたっては、提案内容に関するヒアリング（質疑応答）を行う。委員会はプレゼンテーション審査の結果に基づき、後日実施する一般投票に付す候補作品（上位3案程度）を選定する。二次審査の際、提案者はPRポスターのデザインをB1サイズで印刷した実物を持参（オンライン参加者については郵送）すること。二次審査への参加に要する諸経費（交通費、宿泊費、ポスター印刷費等）については、すべて提案者の負担とする。
- (4) 二次審査において選定された候補作品（3案程度）を対象に一般投票を実施する。その結果、最多得票を獲得した作品の提案者を最終的な受託候補者として決定し、契約を締結するものとする。
- (5) 受託候補者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- (6) 企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会で審査の上、受託候補者を決定する。

1.2 委託契約について

- (1) 一般投票の結果に基づき、最多得票を獲得した事業者と委託契約を締結する。なお、委託契約締結に係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 採用作品の権利に関する取扱いの詳細については、受託候補者の選定後に締結する契約において定めるものとする。
- (4) 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、受託候補者を選定した後、その候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定する。
- (5) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額の契約保証金を本協議会に納付する。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去2年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場

合などは、契約保証金が減免される場合がある。

- (6) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

1.3 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「5. 参加資格」の参加資格要件を満たさない者が提案・応募したとき。
- (2) 法令の規定若しくは提案・応募に関する条件に違反、又は違反が発覚したとき。
- (3) 応募時又は応募後に不正行為をしたとき。
- (4) 虚偽記載又は契約締結の見込みがないと認められるとき。
- (5) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

1.4 問い合わせ先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

電話：092 - 643 - 3162 FAX：092 - 643 - 3163

メール：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp